

令和8年度

新婚世帯に最大70万円 支援します！

市では、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活にかかる費用を支援します。

対象者 次の①から⑨までの要件をすべて満たす方

- ①令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した夫婦
- ②申請時点で、夫婦とも市内に住民登録をしていること
- ③夫婦の所得の合計額が500万円（年収換算：約670万円）未満であること
- ④生活保護などの公的制度による家賃補助を受けていないこと
- ⑤市税の滞納が無いこと
- ⑥家賃の滞納が無いこと
- ⑦今までにこの補助金を受給していないこと
- ⑧夫婦とも婚姻日の年齢が39歳以下であること
- ⑨自治体や企業等が実施する次のいずれかの講座を受講していること

年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、**誕生日前日に年齢が加算**されますのでご注意ください。

- (1) ライフデザイン支援講座
- (2) プレコンセプションケアに関する講座
- (3) 共家事・子育て講座

※医療機関や保健師に妊娠・出産に関する相談をしている場合は、講座を受講せずに⑨の要件を満たすことができます。

対象経費

対象期間に要した次の①から④の費用のうち**最大30万円まで**
夫婦とも婚姻日の年齢が29歳以下である場合には**最大60万円まで**

- ①住宅取得に係る費用（新居の購入費）
- ②住宅リフォームに係る費用（新居のリフォーム費）
- ③住宅賃貸に係る費用（新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料）
- ④引越しする際に引越業者または運送業者へ支払った費用

※当補助金の対象となる方で夫婦とも婚姻日の年齢が29歳以下である場合はさらに**10万円を上乗せ補助**します。

対象期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
申請期限 令和9年3月31日

※申請を希望される方は、一度お早めにご相談ください。

問い合わせ先・申し込み先

八幡平市役所 福祉部 地域福祉課 福祉総務係
☎ 0195-74-2111（内線1115）

No.	申請時に準備いただくもの	備考
1	婚姻届受理証明書 又は婚姻後の戸籍全部事項証明書若しくは戸籍謄本	
2	所得証明書 ※	夫婦それぞれ、最新年度のものが 必要です。
3	市税の滞納が無いことが分かる書類 ※ (納税証明書、完納証明書等)	夫婦それぞれ、最新年度のものが 必要です。
4	要件⑨のいずれかの講座を受講したことが分かる書類 または医療機関を受診したことが分かる領収書等	講座の詳細については、お問い合 わせください。
5	【住宅取得の場合】 住宅の工事請負契約書又は売買契約書及び領収書の写し ※住宅ローン等の融資金から支払った場合は、金融機関への ローン払い(元金部分のみ)が対象となります。	領収書は通帳の写し等でも可です。 ローン払いを申請する場合は、契約 書、返済予定表等も必要です。
6	【住宅リフォームの場合】 住宅リフォームの工事請負契約書又は請書及び領収書の写し ※住宅ローン等の融資金から支払った場合は、金融機関への ローン払い(元金部分のみ)が対象となります。	領収書は通帳の写し等でも可です。 ローン払いを申請する場合は、契約 書、返済予定表等も必要です。
7	【住宅賃貸の場合】 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し	領収書は通帳の写し等でも可です。
8	【住宅賃貸の場合】【住宅取得の場合】 住宅手当支給証明書(様式第2号)	夫婦それぞれ、申請日時点での証 明書が必要です。
9	【引越費用の場合】 引越費用にかかる領収書の写し	業者に依頼せずご自身で引っ越しを 行った場合の費用は対象外です。
10	【貸与型奨学金を返済した場合】 返済したことがわかるもの	奨学金の返済がある場合、所得か ら控除します。
11	印鑑	夫婦いずれかの印鑑が必要です。 (認印可)

※上記2、3については、令和8年1月1日に八幡平市に住民登録している方は提出を省略できます。